○厚生労働省告示第二百三号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十七条第二項の規定に基づき、平成二十七年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成二十五年度における全保険者平均前期高齢者加入率を次のように公示する。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

区分	率
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値	○・一四八四八〇三五
省令第十五条において準用する省令第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率	○・一三六四一四八四

○厚生労働省告示第二百四号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条の五の五第四項及び第十四条の六第四項並びに高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の規定に基づき、平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第四十七条第一項、附則第十九条の二及び第二十四条の規定により公示する。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

区分	率又は額
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第三条に規定する前期高齢者交付算定率	○・○○○五五〇
省令第五条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇九六五〇
省令第八条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇七三一三
省令第九条第三項に規定する概算補正係数	一・〇六七三九
省令第十一条に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額	四十一万四千百二円
省令第十五条において準用する省令第九条第三項に規定する確定補正係数	一・〇七三八八
省令第十六条に規定する一人平均前期高齢者給付費額	四十万五千二百八十二円
省令第十七条において準用する省令第三条に規定する前期高齢者納付算定率	○・○○○五五〇
省令第十八条第一項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇三四〇六
省令第十八条第一項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	二・一九四三一
省令第十八条第一項第三号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	○・七九四二七
省令第十九条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九八七一〇
省令第二十条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象額	五十一円
省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円六十銭
省令第三十六条において準用する省令第三条に規定する後期高齢者支援算定率	○・○○○八八九
省令第三十七条第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・一三九〇〇
省令第三十七条第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇七五六五
省令第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額	五万六千五百三十一円
省令第四十条に規定する加入者一人当たり負担額	四万九千五百一円
省令第四十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円五十銭
省令附則第十八条の二に規定する加入者一人当たり負担見込額	一円二十八銭
省令附則第十九条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	二十二銭
高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率	○・○○○六六一七五
法附則第十四条の六第四項に規定する支援金確定拠出率	○・○○六四八九五二

○厚生労働省告示第二百五号

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき、平成二十六年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

平成二十六年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「省令」という。）第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率又は額とする。

区分	率又は額
省令第四条第二項の厚生労働大臣が定める普通調整係数	○・九七三三九三三七五一〇
省令第四条第四項の厚生労働大臣が定める補正係数	一・〇九九六四二七四二七〇
省令第五条第四項の厚生労働大臣が定める一人平均所得額	五十一万五千三百十一円

○厚生労働省告示第二百六号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十六条第四項及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）第八条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和六十二年厚生省令第六号）の規定に基づき、平成二十七年度における健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第十八条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久